

平成25年警察庁行政事業レビュー行動計画

平成25年4月19日
警察庁

1 実施体制

警察庁における行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、警察庁会計業務改善委員会（別添1参照。以下「委員会」という。）及び警察庁会計業務検討会議（別添2参照。以下「会議」という。）において実施する。

2 実施方法

(1) 平成24年度事業

ア 事業の単位

事務的経費、人件費等を除いた平成24年度に実施した全ての事業を対象とし、対象とする事業の単位の設定に当たっては、事業内容が国民にとって分かりやすいものとなるよう留意する。

イ 事業担当局部課によるレビューシートの作成及び事業の点検

事業を担当する局部課は、レビューの対象となる事業に係る予算の最終的な支出先や費目・用途を調査し、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成するとともに、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

ウ 外部有識者による点検

委員会は、次のいずれかに該当する事業については、会議を構成する外部有識者（以下「外部有識者」という。）の点検を求める。

- ・平成24年度に新規に開始したもの
- ・平成26年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- ・その他特に外部有識者の点検を求める必要があるもの

また、外部有識者による点検の対象事業のうち、所定の基準に該当するものについては、公開プロセスを実施する。

エ 委員会による点検

事業を担当する局部課における実態把握及び自己点検の結果並びに外部有識者による点検結果等に基づき、全てのレビューシートについて、委員会において点検を実施し、結果をとりまとめる。

(2) 平成25年度新規事業及び平成26年度新規要求事業

平成25年度から開始した事業（以下「平成25年度新規事業」という。）及び平成26年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「平成26年度新規要求事業」という。）についても、事業の有効性、透明性等を確保するため、事業を担当する局部課によるレビューシートの作成及び委員会による点検を実施する。

3 スケジュール（予定）

25年4月下旬から6月までの間：事業を担当する局部課における実態把握及び自己点検

6月上旬から同月中旬までの間：必要に応じ公開プロセスの実施

6月下旬から7月上旬までの間：レビューシート（平成24年度事業及び平成25年度新規事業）の中間公表

7月中旬から同月下旬までの間：外部有識者による点検

8月：委員会による点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）のとりまとめ

8月末：レビューシート（平成24年度事業及び平成25年度新規事業）の最終公表

9月上旬から同月中旬までの間：レビュー結果の平成26年度概算要求への反映状況の公表、レビューシート（平成26年度新規要求事業）の公表

4 実効性向上のための施策

レビューは、政策評価と連携して取り組むとともに、その取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った職員については、人事評価において適切に評価する。

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 総務課長、会計課長

委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、企画分析課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、情報通信企画課長、警察大学学校教務部長、科学警察研究所総務部長、皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

警察庁会計業務検討会議設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 任務

会議は、警察庁における行政事業レビュー、調達改善の取組、随意契約の適正化の推進に係る取組等の会計業務の改善に係る各種取組に対し、公正中立の立場から専門的知見に基づき検討を行い意見を述べることにより、その客観性の確保を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 会議は、学識経験等を有し公正中立の立場で会議の行う取組に参画することができる外部有識者（以下「委員」という。）をもって構成し、次に掲げる者に警察庁会計業務改善委員会委員長が委嘱する。

赤坂裕彦 弁護士
竹谷智行 弁護士
松村敏弘 東京大学教授
水谷 章 公認会計士・税理士

(2) 委員は、その互選により委員長を選任する。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(4) 会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 会議の庶務は、会計課において処理する。